

森林組合だより

令和6年夏季号 北九州市森林組合 電話(093)962-6078、FAX 962-6336

組合長挨拶



代表理事組合長

盛夏の候、組合員の皆様には、ご健勝でお過ごしのこととお喜び申し上げます。

また、日頃より当組合事業にご協力を賜り、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

先頃、今年度の通常総代会を、多くの総代の皆様方の参加を得て、無事開催することができました。その際の挨拶でも述べさせていただきましたが、組合員の皆様方がお持ちになっている山林のことについて、ほんの少し思いを巡らせていただければと思います。その中で、森林組合が何か皆様のお役に立てることがあるかも知れません。よろしかったら森林組合を上手に使っていただければ幸いです。

さて、令和5年度の森林組合の事業成績ですが、おかげさまで令和4年度に続いて、良い結果を残せることが出来ました。

その中心は、森林整備事業となりますが、内訳として①福岡県の森林環境税による荒廃森林の間伐事業②北九州市の森

林環境譲与税による放置竹林の整備事業が順調に進み、組合の経営を大きく支えることが出来ました。

この二つの事業により、市内で72haのスギ・ヒノキの人工林の整備と4haの放置竹林のクヌギの森林への再生を実現しています。

また、本市でも充実してきた森林資源を活用して、3年前から本格的に着手した木材生産活動にも、継続して取り組むことが出来ました。12haの搬出間伐を行い、北九州市産材として1,200m³の木材を生産し、地元森林所有者の方々に多くの利益を還元することができました。

このように昨年度は総じて順調な一年とすることが出来ました。

そして、令和6年度ですが、CO₂吸収や国土保全など森林の機能を十分に発揮させるため、国の新たな税制・森林環境税が本格的にスタートします。

このように森林組合の運営に追い風が吹いている今、本年度も順調な流れを続けていけるよう、役員・職員ともに、引き続き、気を引き締めて組合運営に当たりたいと考えています。

最後になりますが、組合員の皆様方に引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

通常総代会開催

今年度は、通常どおり来賓の方も招待いたしまして、令和6年5月31日(金)に北九州市立総合農事センターにて第63回通常総代会を開催いたしました。

総代数196名、総代出席数69名、書面議決書87名、合計156名(出席率79.5%)の出席のもと、小倉南区母原の矢野秀樹氏が議長に就任し、第1号議案から第7号議案まで慎重に審議され、全ての議案が滞りなく承認されました。承認された議案は下記のとおりです。

《第1号議案》

令和5年度 業務報告書承認の件(監査報告)

《第2号議案》

令和6年度 事業計画書承認の件

《第3号議案》

令和6年度 理事及び監事報酬決定の件

《第4号議案》

令和6年度 余裕金預入先承認の件

《第5号議案》

令和6年度 借入金最高限度額決定の件

《第6号議案》

令和6年度 定款付属書(役員選挙規程)の一部改正の件

《第7号議案》

販売事業等に関し実践的な能力を有する理事の配置の件



総代会の様子

貸借対照表(令和6年3月31日現在)

(単位:円)

科 目		金 額	科 目	金 額
資 産 の 部			負 債 の 部	
流 動 資 産		245,870,841	流 動 負 債	34,822,341
有 形 固 定 資 産		15,987,957	固 定 負 債	27,368,329
無 形 固 定 資 産		210,493		
外 部 出 資		5,200,000		
そ の 他 固 定 資 産		-		
資 産 合 計		267,269,291	負 債 合 計	62,190,670
損益計算書 (令和5年4月1日～令和6年3月31日) (単位:千円)			純 資 産 の 部	
			組 合 員 資 本	
			出 資 金	61,845,900
			法 定 準 備 金	67,670,000
			任 意 積 立 金	55,000,000
区 分		金 額	事 務 所 整 備 積 立 金	6,000,000
指 導 事 業	収 益	162	当 期 剰 余 金	8,383,123
	費 用	770	前 期 繰 越 剰 余 金	5,125,747
販 売 事 業	収 益	1,633	資 本 準 備 金	1,053,851
	費 用	577	純 資 産 合 計	205,078,621
加 工 事 業	収 益	1,309	負 債・純 資 産 合 計	267,269,291
	費 用	3,451	令和5年度 剰余金処分計算書 (単位:円)	
森 林 整 備 事 業	収 益	123,081		
	費 用	59,693		
事業総利益(総損失)		61,694		
事業管理費		50,697		
事業利益(損失)		10,997	科 目	
事業外損益	収 益	953	金 額	
	費 用	-	当 期 未 処 分 剰 余 金	13,508,870
経常利益(損失)		11,950	剰 余 金 処 分 額	
特別損益	収 益	42	1 法定準備金	2,000,000
	費 用	9	2 出資配当金	3,059,467
税引前当期総利益(総損失)		11,983	3 事務所整備積立金	3,000,000
法人税及び住民税、事業税		3,600	4 林業機械整備積立金	1,000,000
当期剰余金(欠損金)		8,383	次 期 繰 越 剰 余 金	4,449,403
前期繰越剰余金(欠損金)		5,126	出資配当金については、出資預り金とする。 出資配当金の配当率は、5%である。	
当期末処分剰余金(未処理欠損金)		13,509		

木材市況

福岡県森林組合連合会 うきは事業所
令和6年6月21日市

樹 種	長さ(m)	径級(cm)	中値(直材)円
スギ	3	14～16	12,000
	3	18～22	13,600
	4	14～16	16,700
	4	18～22	12,500
ヒノキ	3	14～16	-
	3	18～22	18,000
	4	14	18,900
	4	16～18	19,600

金額は1㎡当り価格です

今後の見通し

製材品の動きは鈍いものの、スギ・ヒノキ共に反応は活発で、全般的に保合から強気相場。これからの製材品及び、合板材・輸出動向に注視。今後の相場は保合傾向か。

※伐採時のヌケ・割れにご注意ください。

※5cm前後の寸切れがまだ有りますので注意してください。

※一般材の元バチは、切り捨ててください。

※ヒノキは特に4mの造材をお願いします。

※玉切りの余尺は、10cm程度お願いいたします。

荒廃森林整備事業のご案内

森林は水を貯え、土砂流出を防ぎ、二酸化炭素を吸収するなどの公益的機能の働きによって、市民の生活に様々な恵みを与えてくれます。

しかしながら、長期間手入れがされず荒廃した森林が増え、森林の働きが低下し、市民生活等に重大な影響を及ぼすことが懸念されています。

これらの問題を解決するため、北九州市では平成20年度に創設された「福岡県森林環境税」を活用し、人工林の再生を推進するための「荒廃森林整備事業」を行っています。

所有の森林で、長期にわたり間伐などの手入れができていないスギ・ヒノキの人工林や、周辺の竹林から竹が侵入してきて困っている人工林がありましたら、ご相談ください。

令和5年度は、下刈0.64ha・間伐72.19ha・侵入竹伐採4.81haを行いました。皆様の山も手入れのされていない山はありませんか？

荒廃森林整備事業の概要

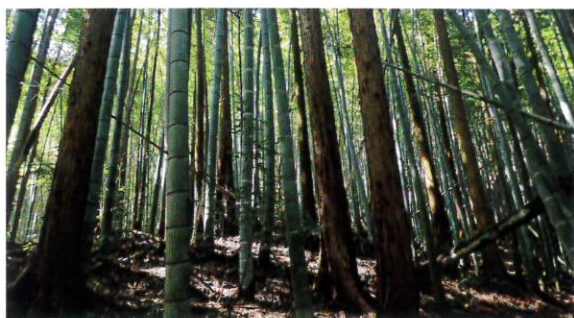
区 分	内 容
目 的	今後10年間で公益的機能が発揮できなくなる恐れのある森林約1万haで強度間伐を実施し、公益的機能を長期的に発揮出来る森林を目指します。
整備の内容	間伐、侵入竹伐採、簡易木柵工、作業路
対象となる森 林	①概ね15年以上手入れされていない人工林 ②令和9年度までに公益的機能が発揮できなくなる恐れのある人工林
事 業 用 件	・1施工地の面積0.05ha以上 ・北九州市と森林所有者との間で事業実施に関する協定の締結
整備費用等	福岡県森林環境税を利用(森林所有者の負担なし)
実 施 主 体	北九州市



間伐 施工前



間伐 施工後



侵入竹伐採 施工前



侵入竹伐採 施工後

組合員届出の手続きについて

森林組合では、最新の組合員情報の整備に努めています。

組合員の方で、下記のような場合手続きが必要となりますので、組合までご連絡ください。

1. 死亡等による相続や譲渡等で組合員名が変更される場合
2. 引っ越し等で住所が変わった場合
3. 所有山林の譲渡や売買で山林がなくなった場合
4. 山林等の購入により、新たに山林を所有された場合(任意)

※脱退に関しましては事業年度末(3月31日)の60日前までの届け出で、年度末をもって脱退の承認となります。従いまして、出資金等の返還は年度末にしかできませんのでご了承ください。

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました

これまで、不動産・土地(山林)、建物の相続登記を行わなくても罰則がなかったため、多くの方が手続きせずにいても問題ありませんでした。

しかし、民法及び不動産登記法の改正案が決定され、この改正により相続登記が義務化され、令和6年4月1日から施行されました。

- ✓ 令和6年4月1日から相続登記が義務化
- ✓ 相続により不動産取得後3年以内に登記を行わなければ10万円以下の過料対象となる
- ✓ 住所変更した場合でも義務化されるため、2年以上未登記の場合は5万円以下の過料が科される
- ✓ 法改正以前の不動産も義務化され、早期に対処することがオススメ
(ただし、3年間の猶予期間がありますので、期間内に手続きを終えるようにしましょう)

詳しくは下記ホームページや法務局でご確認、または司法書士にご相談ください。

※本件に関する手続きは、組合ではできませんのでご注意ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00590.html

(法務省:相続登記の申請義務化特設ページ)

樹木の伐採や草刈りでお困りの方はご相談ください

森林組合では山林だけでなく、住宅等の樹木の伐採・支障枝の剪定・草刈りを行っています。お見積りは無料ですので、まずはご相談ください。



竣工前



竣工後



竣工前



竣工後

ドローンを活用した写真管理を始めました



森林組合では林業用ドローンを購入し、業務での活用を始めました。

左写真は、小倉南区母原地区の植栽現場を撮影したもので、植栽したスギ苗木の生育状況を空中写真により確認したものです。

今後も活用の幅を広げていきたいと考えています。

シーズン到来です!!

山仕事・畑仕事・ガーデニングの必需品、「森林香」の力をお試しください。



①専用防虫器
1,100円(税込)

②森林香(30巻入)
1,210円(税込)

③森林香パワー(30巻入)
1,540円(税込)